

ライフデザインセミナー講師派遣事業実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、学生や若手社員等の若い世代に対して、将来の様々なライフイベント（進学、就職、結婚・出産・子育てなど）に柔軟に対応できる知識・情報を習得し、自分の価値観に基づいた生き方について考える機会を提供することを目的に、県内の市町村、高等学校、大学、専門学校等の教育機関、事業者、企業、団体等（以下「団体等」という）が開催するセミナー等への講師派遣について必要な事項を定める。

第2 派遣の対象

団体等が主催する働き方、生き方等をテーマとしたセミナー等で、次の各号に掲げる事項に該当するものとする。

- ① 和歌山県内に住所を有する団体等が開催するものであること。
- ② 和歌山県内で開催されるもの。
- ③ 参加者が概ね20人以上のものであること（規模については相談）。
- ④ 講師の講演時間が概ね90分以内であること。
- ⑤ 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としないものであること。

第3 経費負担

- (1) セミナーの開催に要する経費のうち、講師への謝金及び旅費（事前打ち合わせに係る旅費を除く）については、県が負担する。会場賃借料など、その他必要経費については、講師の派遣を受ける団体等の負担とする。
- (2) 前項の規定により県が負担する謝金、旅費の支払いに関する事務は、和歌山県共生社会推進部こども家庭局こども未来課が行う。

第4 庶務

- (1) この要綱に関する事務は、和歌山県共生社会推進部こども家庭局こども未来課において処理する。
- (2) 派遣の手續に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月22日から施行する。

ライフデザインセミナー講師派遣事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、「ライフデザインセミナー講師派遣事業実施要綱」(以下「要綱」という。)第4(2)の規定に基づき、ライフデザインセミナーの講師派遣に関し、必要な事項を定める。

第2 派遣の申請

講師の派遣を受けようとする主催者は、原則として当該派遣を受けようとするセミナー等を実施する日の1か月前までにライフデザインセミナー講師派遣申請書(別記様式第1号)により和歌山県共生社会推進部こども家庭局こども未来課(以下「こども未来課」という。)に申請しなければならない。申込の受付は予算の範囲内で先着順とする。主催者が同一であるセミナー等に対する講師の派遣は同一年度において原則1回とする。

第3 派遣の決定等

- (1) 第2の規定による申請があった場合は、こども未来課は要綱第2の各号に該当するか審査し、該当すると認めるときは、講師を決定し、日程調整を行った上で、ライフデザインセミナー講師派遣決定通知書(別記様式第2-1号)により申請者に通知するものとする。
- (2) こども未来課は、(1)の規定により講師の派遣を行うことを決定したときは、直ちに該当講師に、ライフデザインセミナー講師派遣依頼書(別記様式第2-2号)により講師依頼を行うものとする。
- (3) こども未来課は、(1)の規定により講師の派遣を行わないことを決定したときは、ライフデザインセミナー講師派遣に係る通知書(別記様式第2-3号)により理由を記載の上、申請者に通知するものとする。
- (4) セミナー等の実施方法等、詳細については、講師の派遣を受けようとする主催者が直接講師と打ち合わせを行い、決定するものとする。
- (5) セミナー等で必要な資料・資材・会場等の手配については、講師の派遣を受けようとする主催者が行うものとする。
- (6) 講師の派遣を受けようとする主催者は、必要に応じてセミナー等の周知・広報を行うと共に、講演会当日の報道機関による取材に対し協力するものとする。また、講演終了後に県が広報を行う場合、その広報活動へ協力するものとする。

第4 結果報告

- (1) 講師の派遣を受けた主催者は、当該派遣を受けたセミナー等を実施した日から10日

以内に、当該セミナー等の実施結果を、ライフデザインセミナー講師派遣実施結果報告書（別記様式第3号）によりこども未来課に報告するものとする。

- (2) 講師の派遣を受けた主催者は、受講者に対し別に定めるアンケートを実施し、結果をこども未来課に提出するものとする。

第5 費用の支払い

こども未来課は、第4（1）の規定による報告書を確認後、速やかに講師に謝金及び旅費を支払うものとする。

第6 その他

この要領に特に定めのないものについては、その都度協議するものとする。

附 則

この要領は、令和7年5月22日から施行する。

別記様式第1号

ライフデザインセミナー講師派遣申請書

令和 年 月 日

和歌山県共生社会推進部
こども家庭局こども未来課長 様

主催者住所
主催者名称
代表者氏名

ライフデザインセミナー講師派遣事業実施要領第2の規定により、次のとおり講師の派遣を申請します。

| | |
|-----------------|--|
| セミナー等の名称 | |
| セミナーのテーマ及び分野 | |
| 派遣希望の日時 | (第一希望) 令和 年 月 日 () 時 分 から 時 分 まで (第二希望) 令和 年 月 日 () 時 分 から 時 分 まで |
| 派遣場所 | 会場名 住所 |
| 受講対象者及び予定人数 | |
| テーマ・講師等に関する要望事項 | |
| 担当者連絡先 | 所属名 職氏名 TEL E-mail |
| 特記事項 | |

ライフデザインセミナー講師派遣決定通知書

こ未第 号
令和 年 月 日

(主催者名称) 様

和歌山県共生社会推進部
こども家庭局こども未来課長

令和 年 月 日付けで申請のありました「ライフデザインセミナー講師派遣」につきましては、次のとおり決定しましたので、ライフデザインセミナー講師派遣事業実施要領第3(1)の規定により通知します。

なお、セミナー等の開催後10日以内に、別紙別記様式第3号により結果を報告願います。

1 主催者及び研修会等の名称

2 派遣の日時

3 派遣場所

4 派遣する講師

氏名

5 備考

- ・講演の実施方法等、詳細について必ず講師と事前打ち合わせを行ってください。
- ・講演終了後受講者に対しアンケートを実施し、こども未来課に提出してください。
- ・講師に対する謝金及び旅費は県から直接支払います。それ以外の必要経費については、貴団体において負担してください。
- ・県WEBサイト「わかやまライフデザイン」を積極的に活用してください。

ライフデザインセミナー講師派遣依頼書

こ未第 号
令和 年 月 日

(派遣講師) 様

和歌山県共生社会推進部
こども家庭局こども未来課長

次により開催することとなりました「ライフデザインセミナー講師派遣事業」につきまして、講師を依頼申し上げます。

| | |
|--------------|---|
| セミナー等の名称 | |
| セミナーのテーマ及び分野 | |
| 主催者 | 住所 名称 代表者氏名 担当者氏名 TEL E-mail |
| 日時 | 令和 年 月 日 () 時 分 から 時 分 まで |
| 実施場所 | 会場名 住所 |
| 受講対象者及び予定人数 | |
| 謝金 | |
| 旅費 | |
| 講師への要望事項 | |

(留意事項)

- ・具体的な打合せ等は、主催者において直接行うこととしています。
- ・セミナー等の実施に当たって必要な資料・資材・会場等の手配は、主催者が行いますので、事前に打ち合わせの要請がありましたら、ご指導をお願いします。
- ・疑問点等がありましたら、和歌山県こども未来課までお問い合わせください。

別記様式第2-3号

ライフデザインセミナー講師派遣に係る通知書

こ未第 号
令和 年 月 日

(主催者名称) 様

和歌山県共生社会推進部
こども家庭局こども未来課長

令和 年 月 日付けで申請のありました「ライフデザインセミナー講師派遣」につきましては、次のとおり派遣を行わないことに決定しましたので、ライフデザインセミナー講師派遣事業実施要領第3(3)の規定により通知します。

- 1 主催者及びセミナー等の名称
- 2 派遣を行わない理由

別記様式第3号

ライフデザインセミナー講師派遣実施結果報告書

令和 年 月 日

和歌山県共生社会推進部

こども家庭局こども未来課長 様

主催者住所

主催者名称

代表者氏名

ライフデザインセミナー講師派遣事業実施要領第4（1）の規定により、次のとおりセミナー等の実施結果を報告します。

| | |
|-------------|-----------|
| セミナー等の名称 | |
| 実施日時 | |
| 講師氏名 | |
| 実施場所 | 会場名 住所 |
| 受講者数 | |
| セミナー等の内容・成果 | |
| 意見等 | |

※セミナー等を実施した日から10日以内に、セミナー等の開催案内、配付資料や写真等、セミナー等を実施したことが分かる書類とともに提出してください。